

- 誰もが犯罪による被害に遭う可能性がある。
- 犯罪被害者等を支援する社会環境が不十分。
- 犯罪被害者等基本法の趣旨に沿った自治体による条例制定が求められている。

- 安心して暮らせる地域社会の実現に寄与
- 市、市民及び事業者の責務を明記
- 犯罪被害者等に対する支援策の拡充

目的(第1条)

犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、基本となる施策を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とする。

定義(第2条)

条例における用語の意義を定めた。

◎基本理念(第3条)

- ・ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、適切に途切れることなく行われるものとする。
- ・ 犯罪被害者等の支援を行う際は、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮して行わなければならないものとする。

◎市の責務(第4条)

- ・ 市は犯罪被害者等の支援策を策定し、実施する責務を有する。
- ・ 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携協力しなければならない。

◎市民及び事業者の責務(第5条)

- ・ 市民及び事業者は、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努める。
- ・ 事業者は、犯罪被害者等が刑事手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努める。

◎相談及び情報の提供等(第6条)

市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、関係機関等との連絡調整を行う。

支援金の支給(第7条～第10条)

市は、犯罪等の被害により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、支援金を支給する。

＜支援金の種類＞

- ・ 遺族支援金：30万円
- ・ 重傷病支援金：10万円

※要件等あり

◎日常生活の支援(第11条)

市は、犯罪等により日常生活を営むことに支障がある犯罪被害者等に対し、家事援助を行う者の派遣に要する費用及び一時保育に要する費用を助成する。

※要件等あり

◎居住の安定(第12条)

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、新たに居住する賃貸住宅の家賃及び転居に要する費用を助成する。一時的な住居の提供その他必要な施策を行う。

※要件等あり

◎精神的な被害からの回復に向けた支援(第13条)

市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるように、関係機関等と連携し、必要な施策を行う。

※要件等あり

◎市民等の理解の増進(第14条)

市は、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性、二次被害の発生防止のための配慮の重要性について、市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行う。

人材の育成(第15条)

市は、犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修の実施等必要な措置を講ずる。

委任(第16条)

条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、別に定める。

附則

施行期日 平成31年4月1日(予定)

経過措置 第11条～第13条の規定は施行日以後に発生した犯罪被害に係る支援に適用することなどを定めた。